



「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動！

無災害記録の達成を目指しましょう!!

当協会では独自に、栃木労働基準監督署管内「S+S推進運動」！及び第14次労働災害防止計画の推進の一環として、令和5年5月12日～令和6年3月31日の間「持続可能な安全作業」に取り組み無災害を達成した事業場に、下記の授与規程に基づき記録証を授与いたします。

栃木労働基準監督署管内 「S+S運動」記録証授与基準規程

(目的)

第1条 栃木労働基準監督署(以下「監督署」という。)主唱、一般社団法人栃木労働基準協会(以下「当協会」という。)が主催する栃木労働基準監督署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動！(以下「S+S運動」という。)の趣旨等を踏まえた各種取組の上、当該年度期間に無災害であった当協会会員事業場に対して「S+S運動」記録証を授与する。

(対象)

第2条 この規程は労働基準法の適用事業場に適用する。また、当協会員であることを要件(以下「会員事業場」という。)とする。

2 有期事業場(建設店社は除く。)については除外する。

(「S+S運動」記録の取組基準等)

第3条 「S+S運動」記録の取組基準等は、各会員事業場が中長期的な視点で策定した労働安全衛生方針等に基づく取組とする。

2 前項の取組は、各事業場の現状等を踏まえ、年間計画を策定・実行するとともに、作業標準を見直すなど持続可能な安全作業に資するものであることとする。

3 無災害とは、業務上の災害のないこととする。但し、休業のない災害は無災害として扱うものの、死亡災害、障害等を伴う災害は休業災害に含まれるものとする。

(取組の期間等)

第4条 取組の期間は、当該年度一年間とする。なお、当該運動は、第14次労働災害防止計画期間の令和5年度から5か年間の継続した運動期間とする。

但し、令和5年度は、令和5年5月12日～令和6年3月31日の期間とする。

2 取組の期間は、記録証授与する年度を基準として、前年度末より遡る1年間とする。

3 前項の記録証は、記録達成年度を付したのものとする。

(「S+S運動」記録証の申請)

第5条 「S+S運動」記録達成の会員事業場は、「S+S運動」記録証申請書(別添1)により協会事務局に提出することとする。

2 前項申請は、翌年度の7月1日から7月末日までとする。

(「S+S運動」記録証等)

第6条 前条の申請に基づき、栃木労働基準監督署の確認を得て、当協会長名で当該年度「S+S運動」記録証(別添2)を授与するものとする。

2 令和5年度から9年度までの第14次労働災害防止計画期間中の5年間に「S+S運動」の取組で、5年間連続で当該記録証の授与を受けた事業場に、令和10年度栃木地区産業安全衛生大会にて協会長名の表彰状等を授与するものとする。

(附則)

この規程は、令和5年5月12日から施行する。

* 正式な申請書の配布は令和6年5月頃を予定しております。

別添1

令和6年7月〇〇日

一般社団法人栃木労働基準協会 様

会員事業場名
代表者職氏名

印

令和5年度「S+S運動」記録証申請書

令和5年度栃木労働基準監督署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動！
を下記のとおり取り組み、令和5年度期間中無災害であったことを報告するとともに、
令和5年度「S+S運動」記録証の交付申請を致します。

業種	労働者数
	名

I 実施事項（持続可能な安全作業の推進等に関し、該当項目に〇を付し記入）

- 作業現場の安全管理
- 安全装置・保護具の使用等等
- 作業員のトレーニング・安全教育等
- 安全性向上のための新たな技術の導入等
- 作業環境の改善・省エネルギー化等
- 廃棄物管理等
- その他

II 無災害記録の疎明資料等

- 「S+S運動」のポスターの消込写真を添付
- 事業場代表者による当該年度「無災害」である証明書の提出(任意様式)

別添2

Sustainable & Safetywork Promotion

令和5年度 「S+S運動」記録証

〇〇〇製作所株式会社 殿

貴事業場は、栃木労働基準監督署主催による「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動！の趣旨を踏まえ、各般の取組を推進して当該年度無災害を達成したため、ここに記録証を授与します。

令和6年8月〇〇日

一般社団法人栃木労働基準協会 長

一般社団法人栃木労働基準協会

栃木市沼和田町20-25
TEL0282-24-7758

2024/4